発行　福生市
〒197　東京都福生市本町５
編集　市長公室秘書広報課
市役所の代表電話番号
☎　0425―51―１５１１

# FUSSA ふっさ

平成６年（1994年）
12月１日
No. ４３６


市の木　もくせい
市の花　つつじ
市の鳥　シジュウカラ

西多摩衛生組合

# 新ごみ処理施設建設工事が始まります
## ～西多摩衛生組合ごみ処理施設建設事業の概要～

### 今年度着工、稼働は10年度に

西多摩衛生組合では、構成市町（青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町・人口28万4、３００人）から排出される可燃ごみを全量焼却していますが、現有の施設は老朽化し、機能が低下して、一時的には処理が困難な状況になりつつあります。

そこで、将来のごみ量、ごみ質の変化を予測し、公害防止対策や周辺環境の保全に十分配慮した新しい処理施設を建設することとしました。

この建設事業は、東京都環境影響評価条例により、新たな施設が周辺の環境へどう影響を及ぼすか客観的に検証するため、環境影響評価の手続きが義務づけられています。このため、組合では、平成２年度以降、計画内容について、大気汚染、悪臭、騒音など11の環境項目に関して事前調査、現況調査、予測、評価をしました。この結果は、「環境影響評価書」としてまとめ、本年５月に都知事に提出して手続きを完了し、工事着手の運びとなりました。

建設工事は、今年度に着手し、平成９年度にしゅん工、10年度からの本格稼働を予定しています。

### 現施設の隣接地に建設

施設計画の概要は、次のとおりです。

【主要建物など】
・**建設場所・面積**　羽村市羽4、２２５番地　約３万7、０００㎡
・**工場棟**　鉄骨・鉄筋コンクリート造地下３階地上４階建延面積１万３、８９３㎡
・**管理棟**　鉄筋コンクリート造地上２階建　延面積１、２８４㎡
・**煙突**　高さ約45ｍ
・**敷地内緑化**　敷地面積の約70%

【焼却設備・対象ごみなど】
・**焼却設備**　全連続燃焼式（24時間稼働）流動床炉〔処理能力…（最大）１６０トン／日・炉×３基（１基は予備炉）〕
・**対象ごみ**　可燃ごみ（計画目標年度の平成15年度における量は３２０トンと予測…資源化、減量化を前提とした量）

【余熱利用】
・焼却により発生する余熱は、タービン発電に利用し、場内で必要な電力を賄うほか、冷暖房、給湯などに活用していきます。

### 公害防止に積極対策

新施設の整備に伴い、次のような公害防止対策を計画しています。

①**大気汚染防止対策**
焼却に伴う排出ガス中の汚染物質については、ろ過式集じん設備、乾式消石灰法により、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物などを、また、触媒脱硝設備により窒素酸化物をそれぞれ低減し、左表のように法律の規制値を大幅に下回るよう排出を抑制することとしています。

| 項　　目 | 単　位 | 法規制値 | 自己規制値 |
|---|---|---|---|
| 硫黄酸化物 | PPm | 440 | 30 |
| 窒素酸化物 | PPm | 250以下 | 50 |
| ばいじん | g/Nm³ | 0.15以下 | 0.02 |
| 塩化水素 | PPm | 430以下 | 25 |

＊PPm…容積比や重量比を表す単位で100万分の１をPPmという。塩化水素25PPmは、空気１㎥（100万C㎥）中25C㎥が含まれていること。
＊Nm³…標準状態（気温０℃、１気圧）に換算した気体の体積。ばいじん0.02g/Nm³は、標準状態で空気１㎥中に0.02gが含まれること。

②**臭気防止対策**
ごみ収集車の出入り口にはエアーカーテンを設備し臭気が外部へ漏れることを防ぎます。臭気の最も大きな発生源はごみピット内の空気ですが、この空気は燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解をして取り除きます。

③**騒音・振動対策**
必要な設備機器には消音器を取り付けるほか、機器類は、すべて屋内に堅固に取り付け、騒音・振動の外部への伝達を遮断します。

④**水質汚濁**
工場排水は、公共下水道へ受入れ基準に沿った処理をした後放流するため、周辺の水質を汚染することはありません。

⑤**電波障害**
施設建設に伴い、電波障害が発生した場合は、アンテナの改善や共同受信施設の設置などの対策を講じていきます。

⑥**工事期間中の公害対策**
工事期間中の周辺への影響についても、建設機械、車両の運行など環境影響評価の中で予測をしていますが、右記の各項目にわたって定期的に点検し、十分な対策を講じていきます。

### ごみの減量と分別収集にご協力を

可燃ごみの量は、市民の皆さんのご協力により最近は横ばいの傾向にありますが、ごみ質は依然としてよい状況ではなく、分別収集の徹底など今後も改善が必要です。

市民の皆さんのより一層のご協力をお願いします。

■**問合せ**　西多摩衛生組合（☎54―２４０９）へ。

＊完成予想図は、実施計画完了後に発表します。

1月から

# 牛浜駅西口自転車駐車場改築工事開始
## ～牛浜児童遊園内臨時自転車駐車場をご利用ください～

牛浜駅西口自転車駐車場（牛浜58番地１）を現在の平置きから屋根及びラック付きの駐車場に改築する工事を行います。

そこで、工事期間中は西隣の牛浜児童遊園を臨時自転車駐車場としますので、１月４日（水）からは、この駐車場をご利用ください。これに伴い、１月４日から３月下旬まで牛浜児童遊園が使えなくなります。

工事期間中、利用者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

**問合せ**　地域防災課地域防災係（内線２４７）へ。

▼12月は『ごみの分別強化月間』です▲
「年末・年始のごみ収集予定」及び「年末・年始用ごみ袋配布」については、12月１日発行の『清掃だより No51』をご覧ください。

ハートはいつもあたたかい

## 歳末たすけあい運動にご協力を！

市民の皆さん一人ひとりのあたたかいご支援とご協力をお願いします。

**募金期間**　12月１日（木）～28日（水）

ただし、町会の皆さんによる募金は、12月15日までとさせていただきます。

**問合せ**　福生市社会福祉協議会（☎52－2121）へ。

市役所の代表電話番号は51－１５１１です

本紙は再生紙（古紙70パーセント以上）を使用しています

# 12月9日は「障害者の日」です

昭和50年12月9日に国際連合が障害者に対する権利宣言を採択したのを記念して、我が国では、障害者問題についての国民の理解と認識を深め、障害者の福祉の増進を図るために、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。

障害を持つ方も持たない方も、ともに生活できるような温かい心のかようまちづくりは、行政だけではなく、地域の皆さんの支えがきわめて重要です。

ここで、心身障害者に対する主な施策をご紹介します。

## 障害者に対する主な施策

**◆身体障害者手帳**

身体に障害のある方が、いろいろな援護を受けるため必要な手帳です。身体障害者福祉法に定める障害の程度により1級から6級まであり、申請に基づき東京都が判定して交付します。障害の種類は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害があり、申請の受付は、厚生課援護係で行います。

**◆愛の手帳**

知的障害（精神薄弱）の方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度により1度から4度まであり、申請に基づき東京都が判定して交付します（他県などでは、国の制度の療育手帳と呼ばれています）。申請の受付は、厚生課援護係で行います。

**◆補装具交付・修理**

身体障害者手帳または、戦傷病者手帳を持っている方に、必要に応じて補装具の交付や修理を行います。

**◆日常生活用具給付・貸与事業**

重度（身体障害者手帳2級以上か愛の手帳2度以上、以下同）の心身障害者の方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、ファクシミリなどの用具を障害の状況により給付または貸与します。

**◆住宅設備の改善給付事業**

下肢または体幹に係る障害が重度の方や補装具として車椅子を交付されている内部障害者の方に、日常生活を容易にするため、浴室や便所、玄関、台所、居室などを改善する費用の一部を給付します。

**◆自動車改造費助成事業**

重度身体障害者が、就労などに伴い自動車を取得し改造する場合に改造費の一部を助成します。

**◆人工こう門、人工ぼうこう用装具購入費助成事業**

人工こう門、人工ぼうこうをつけている方に装具の購入費の一部を助成します。

**◆酸素購入費助成事業**

日常生活用具給付により、酸素吸入装置の給付を受けた方に酸素購入費の一部を助成します。

**◆ホームヘルパー派遣事業**

重度の障害のため日常生活を営むのに支障のある心身障害者のおられるご家庭で、家事や介護などのサービスを必要とする場合に派遣します。

**◆重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業**

重度の視覚障害者が、社会生活上必要な外出をする際、付添いをする方がいなくて支障があるときに派遣します。

**◆手話通訳奉仕員派遣事業**

聴覚障害者や言語障害者が、家庭生活や社会生活を円滑に営むうえで支障があるときに派遣します。

**◆心身障害者（児）緊急一時保護事業**

在宅の心身障害者（児）が、保護者や家族の疾病などの事由により家庭における介護を受けることが一時的に困難な場合に、介護人による緊急一時保護を行います。

**◆重度脳性麻ひ者等介護人派遣事業**

全身性障害者で、特別障害者手当の受給資格を有し、真に他人の介護を受ける必要がある方や重度の脳性麻ひ者で、障害の程度が1級の方で独立して屋外活動が困難な方に対して、障害者があらかじめ推薦した介護人による介護を受けた場合に介護人に手当を支払います。

**◆身体障害者援護施設入所**

身体障害者福祉法に基づき、障害者をその更生に必要な治療、訓練などを行うための施設入所（通所もあります）で肢体不自由者更生施設などがあります。なお、入所には、東京都心身障害者福祉センターの入所判定が必要です。手続きは、厚生課援護係が行います。

**◆精神薄弱者更生援護施設入所**

精神薄弱者福祉法に基づき、障害者をその更生に必要な指導、訓練を行うための施設入所（通所もあります）で精神薄弱者更生施設などがあります。なお、入所には、東京都心身障害者福祉センターの入所判定が必要です。手続きは、厚生課援護係が行います。

**◆更生医療給付**

身体障害者の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、日常生活や職業能力を高めるために医療が必要な場合、東京都心身障害者福祉センターの判定に基づきその医療費を公費で負担します。

**◆れんげ園運営**

心身に障害のある方に働く場を提供し、作業訓練や生活指導、レクリエーションなどを行っています。通所が可能な満15歳以上60歳未満の方が利用しています。

**※障害者福祉にご理解と熱意をお持ちの方で、手話通訳奉仕員や視覚障害者ガイドヘルパーとしてご協力いただける方は、厚生課援護係にご連絡ください。**

**■問合せ**　厚生課援護係（内線316）へ。

**※手当の支給やその他の施策については、「広報ふっさ12月15日号」でご紹介します。**

## 平成7年度 学童保育入所児童受付

### 受付期間 1月4日（水）～14日（土）

小学校1年生から3年生までの、放課後帰宅しても保護者が働いていたり病気などで、面倒をみてもらえないなどの児童が対象です。

すでに入所している児童も必ず申請してください。

**保育時間**　下校時から午後5時まで。ただし、夏・冬・春休みなどは、午前8時30分から午後5時まで行います。

**保育費**　教材、間食費として一人月額2,000円

**申請書配布**　12月12日（月）から福生市社会福祉協議会事務局（福祉会館内）、市役所児童課、各クラブで配布します。

**申込場所**　福生市社会福祉協議会事務局、市役所児童課

※各クラブでは受け付けません。

なお、福生市社会福祉協議会は日曜日・祝日、市役所は土曜日・日曜日・祝日は休みのため受け付けできません。

**定員**　各クラブ、おおむね40人

**問合せ**　福生市社会福祉協議会事務局（☎52―2121）へ。

**学童保育所一覧**

| 保育所名 | 対象児童 / 電話番号 |
|---|---|
| 扶桑クラブ | 第一小学校通学児童<br>51−6732 |
| たんぽぽクラブ | 第二小学校通学児童<br>52−0717 |
| 会館クラブ | 第三小学校通学児童<br>52−8255 |
| わかぎりクラブ | 第四小学校通学児童<br>51−8165 |
| わかたけクラブ | 第五小学校通学児童<br>52−0445 |
| かめの子クラブ | 第六小学校通学児童<br>52−0446 |
| でんえんクラブ | 第七小学校通学児童<br>53−3756 |

市役所は毎週土曜日休みです

## 平成7年度 市内保育園入園申込みの受け付けが始まります

**受付期間**　1月4日（水）～18日（水）

**受付場所**　児童課児童保育係

**申込み**　申込用紙は、12月12日（月）から児童課児童保育係で配布しますので、必要書類を添えて提出してください。

現在通園中で、平成7年4月以降も引き続き入園を希望される方には、保育園を通じて継続調査書をお渡ししますので、各保育園（出張受け付けをします）または児童課児童保育係に提出してください。

**《必要書類》**

①平成6年分の所得税額のわかるもの〔▽給与所得者＝源泉徴収票（確定申告をする方は申告書の控え）▽申告所得者＝確定申告書の控えまたは市・都民税申告書の控え〕を3月16日（木）までに、必ず提出してください。

②平成6年度の市民税額のわかるもの…市・都民税納税通知書、または課税証明書（都民税は含みません）

③平成6年度の固定資産税額がわかるもの（土地、家屋などをお持ちの方の場合）

**《入園資格》**

母親が、次の条件に該当し、家庭内に保育をする方がいない場合に限ります。

○家庭外勤務の場合
○母親が欠けている場合
○出産・病気などの場合
○内職をしている場合
○自営業の場合
○求職中の場合
○その他の事情がある場合

ただし、入園後にご家庭で保育ができるようになりますと、年度途中でも退園していただきます。また、保育園の定員に余裕がないときは、入園できないことがあります。あらかじめご承知おきください。

**問合せ**　児童課児童保育係（内線326）へ。

**市内保育園一覧**

| 保育園名 | 住所 | 電話番号 | 定員 | 受入年齢 | 延長保育 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市立福生保育園 | 福生1058−11 | 51-0152 | 80 | おおむね生後6か月～ | |
| 市立熊川保育園 | 熊川597−1 | 51-0632 | 66 | おおむね生後6か月～ | |
| 市立すみれ保育園 | 福生946−1 | 51-0884 | 80 | 生後1歳～ | |
| 市立つくし保育園 | 南田園1-4-12 | 52-6181 | 80 | 生後1歳～ | |
| 東福保育園 | 福生209 | 51-0734 | 100 | おおむね生後6か月～ | 指定園 |
| 若葉保育園 | 熊川1430 | 51-2955 | 100 | おおむね生後6か月～ | 指定園 |
| 加美平保育園 | 加美平4−1 | 51-5491 | 100 | 産休明け～ | |
| 福生杉ノ子保育園 | 志茂47−3 | 51-9175 | 120 | 産休明け～ | |
| 杉ノ子第二保育園 | 南田園3-4-2 | 51-9305 | 120 | 産休明け～ | |
| 杉ノ子第三保育園 | 熊川373−1 | 51-8446 | 130 | 産休明け～ | |
| 弥生保育園 | 加美平3-37-13 | 52-1036 | 100 | 産休明け～ | 指定園 |
| 福生本町保育園 | 福生2143-11 | 51-5811 | 80 | おおむね生後5か月～ | |

（加美平保育園の定員が100人、受入年齢が産休明けからに変わりました）

**保育時間**　午前8時30分～午後5時

▷**特例保育**　保育時間の前後1時間（午前7時30分～午後6時）を延長して保育します。市内全園で実施しています。

▷**延長保育**　特例保育を、さらに時間延長（午前7時～午後7時）して保育します。指定保育園のみ実施しています（上表参照）。

※ご希望の方は、入園後、保育園に直接ご相談ください。

みんなの手でつくろう　福祉のまち福生

# 「福生市地域福祉計画」の内容をご紹介します

地域福祉計画は、市民の皆さんが健康で安心のある自立した生活を保持し、安らかに老いることのできるような支援体制を保健・福祉の面から構築し、市民の皆さんが福生市に強い愛着と安らぎを感じるような福祉のまちづくりをめざすものです。

この計画は、「福生市総合計画（輝く街　福生）」に基づき策定された地域福祉を推進するうえでの基本的な指針であり、平成11年度を目標年度として、7つの体系に従い推進します。

広報では、2回にわたりその内容をご紹介していきます。今回は、その中から4つの体系について取り上げます。

## 第1　総合的なサービス供給体制の確立

### ①円滑なサービス提供のための組織の整備

相談受付から実態調査、ケース検討、サービス提供主体への割り振り、サービスの効果測定、サービスの見直しを行うコーディネート部門の確立を目指します。また、地域福祉計画に位置付けられた施策が実効性のある計画となることを求め、庁内に推進的役割を担当する部門を設置するとともに、市民の代表や学識経験者で構成される（仮称）「地域福祉推進委員会」を設置します。

さらに、社会福祉協議会をはじめとしたサービスの実施主体となる関係機関・団体の役割や、責任の範囲を明確にするとともに、それぞれとの連携を図ります。

### ②情報の収集・整備

市民に対して適切な情報提供ができるように、コンピューターシステムなどを用いた情報ネットワークなどの研究に努め、各関係機関・団体からの情報収集などの協力体制をつくり、福祉・保健、さらには学習、住宅などに関する情報の収集・整備にあたります。

さらに、市民が生活に必要な情報を気軽に入手できる総合的な窓口の設置を図ります。

### ③福祉ニーズに関するケースマネージメントの充実

コーディネート部門の設置に伴い、生活相談→状況調査→ケース検討→援助設計→サービス提供主体の調整→サービスの効果測定までの一環した取り組み、いわゆる〝ケースマネージメント〟の充実を図ります。

援助設計は、サービスを必要としている本人及び介護者、家族などが生活リズムを保ち、それぞれが自分らしい生活が送れることを基本に検討していきます。

さらに、サービスを実際に提供していく主体の調整を行うとともに、サービス提供後も定期的に効果測定を行い、サービスの見直しをします。

### ④サービス提供体制の充実

サービスを担うマンパワーの確保を図るとともに、提供主体によってサービスの質に差が生じないよう、職員の研修や指導体制などの確立を図ります。

### ⑤財政基盤の確立

一人の人に提供されるサービスを総合的に把握し、効果測定を徹底することで、必要とされるサービスの提供に努め、さらに市民の経済状況などに合わせた費用負担の適正化を図ります。

また、地域福祉基金の検討や、さらに国や都に対し、財政の確立が図られるよう、あらゆる機会を通じて求めていきます。

### ⑥広報活動の充実

サービスを必要としながら、サービスがあることを知らないために申請できない方がなくなるよう広報活動を充実していきます。また、現在サービスを受けている方、必要としている方を含めて、全市民が地域福祉への取り組みに関心が持てるよう、魅力的なイベントの実施、福祉機器の展示などにも積極的に取り組んでいきます。

### ⑦公聴機会の充実

市民が地域福祉に対してどのようなことを望んでいるのかという声を常に聞いて、市民の立場に立った地域福祉の推進にあたります。

そのため、市民意識調査やヒアリング、懇談会など、公聴機会を充実していきます。

## 第2　在宅サービスの充実

### ①在宅福祉、保健・医療サービス拠点の整備

いま、在宅サービスに求められているサービスの総合化や生活の身近な場でサービスを利用できるようにするためには、拠点の整備が必要です。

そのためには、現在建設中の（仮称）福祉センターと健康センターを福祉・保健の総合的センターとして位置付けるとともに、在宅介護支援センターや訪問看護ステーションを設置するなど、拠点施設の整備充実を図ります。

### ②自立生活支援のための在宅福祉サービスの整備・充実

市民の誰もが、いつでも、必要に応じて自由にサービスが利用できることを目指します。例えば、障害を持つ方が、ホームヘルプサービスを必要に応じて利用できるようにしたり、ねたきりのお年寄りが、体調に合わせて入浴できるような体制整備を目指します。

そのために、人材の確保や施設の整備に努め、サービス内容の充実を図っていきます。

### ③保健・医療サービスの充実

健康は、市民すべての願いであり、自立生活の基礎をなすものです。健康づくりは、日々の生活における努力が不可欠であり、行政と市民が一体となって課題に取り組んでいくことが重要だと考えます。

保健・医療施策の拡充については、大別して3つの課題があります。その第1は、日々の健康づくりです。第2は、治療体制の確立です。そして、第3は、リハビリ（機能訓練）体制の確立です。

市では、これまで取り組んできたことを含め、福祉と保健・医療が連携した地域ケア体制の確立を目指します。

## 第3　施設サービスの充実

### ①入所及び通所施設の確保・整備

いま福祉がめざしているものは、可能な限り住み慣れた地域で、自立に必要なサービスを有効に活用しながら生活していくことです。社会福祉施設は、入所を希望する方、通所して訓練・作業などを求める方、さらに、在宅で生活する方にとっても、相談・助言、学習などを支援してくれる場でもあります。この視点に立って、可能な限り施設の整備に務めます。また、市独自では、施設の整備や確保が困難でニーズを充足しえないものについては、近隣市町村との連携を図り、広域的な計画を推進することに務めます。

### ②関連施設の有効利用

本市の教育施設や地域会館については、関係機関の協力を得て、生きがいづくり、ふれあい活動、学習などに有効活用していく共同的プログラムの検討などを行います。

## 第4　生活の安定

### ①生計の保障

制度の周知に務め、すべての人が年金や各種手当の受給ができるよう図ります。また、生活保護制度や年金、手当、貸付制度などの充実を国・都に要望するとともに市独自の制度を検討します。

さらに今後、お年寄りや障害者などの財産を本人に代わって安全に保管する財産保全サービスの導入などを検討します。

### ②住宅の確保・整備

市民のライフスタイルにあわせ、住み慣れた地域で住み続けられるよう、お年寄りや障害者などに配慮した公営住宅、民間住宅の確保に務めます。

※その他の内容については、「広報ふっさ12月15日号」でご紹介します。

# 人権週間　12月4日～10日

～人権を尊重し明るい社会に～

昭和23年12月10日、国際連合総会において世界人権宣言が採択されてから、今年は46周年を迎えます。

東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会では、次の6つの事項を人権週間の強調テーマとして、広く自由人権思想の普及高揚に努めています。

**◇強調テーマ◇**

①子どもと高齢者の人権を守ろう。

②エイズに対する偏見をなくそう。

③いじめ、体罰の根を絶とう。

④部落差別をなくそう。

⑤女性の地位を高めよう。

⑥障害者の完全参加と平等を実現しよう。

毎日の生活を営むうえでお困りのことやいじめ、差別、名誉きそんなど、人権上の問題については、お近くの人権養護委員にお気軽にご相談ください。

※この相談は無料で、秘密は絶対に守られます。

**☆人権擁護委員**（敬称略）

・並木一男（☎51―0592・福生1038番地）

・服部照親（☎51―3062・熊川20番地）

・井上久彌（☎51―6429・福生487番地）

なお、相談は、自宅で受け付けるほか、毎月第1水曜日の午後1時から4時まで、商工会館200会議室において、人権身の上相談を行っています。

**問合せ**　秘書広報課市民相談係（内線218）へ。

# 戸籍に関する届出書の様式が一部変更になります

1月1日から、法務省の通達により、下記の届出書の様式が変更になります。現行の届出用紙は使用できなくなりますので、ご注意ください。

なお、新しい様式の届出用紙は、12月中旬から市民課窓口（市役所1階）に用意してあります。

◇様式が変更になる届出書

①出生届

②婚姻届

③離婚届

④死亡届

**問合せ**　市民課戸籍係（内線265）へ。

**子育てセミナー**　「アレルギーとぜん息」＝12月10日（土）午後1時30分～4時30分（保育あり）　ありんこ共同保育所　参加費：500円　講師：篠田格氏（小児科医）　**問合せ**　ありんこ共同保育所（☎51－2032）へ。

平成6年度

# 福生市登録文化財が新たに登録されました

市では、平成3年度より文化財登録制度を導入して、より積極的な文化財保護を推進しています。この制度は、指定制度が文化財全体のうちのごく少数のものを重点的に保護していこうとするのに対し、保護の対象となる文化財の枠を広げ、浅く広い文化財の保護を行っていくものです。

平成5年度までに46件の文化財が登録されましたが、今回11月1日付けで、新たに3件の文化財が市登録文化財として告示されましたのでご紹介します。

市登録有形文化財

## ■登録第47号　長沢遺跡出土遺物　一括

市内最大の集落遺跡、長沢遺跡から出土した土器群及び石器群です。製作年代は縄文前期から同後期初頭の広範にわたりますが、縄文時代中期勝坂期が中心です。

出土物の内容は、土器群の様式としては諸磯a式、五領ケ台式、勝坂式、阿玉台式、加曽利式、堀之内I式が、形式別では深鉢形土器、浅鉢形土器、有孔鍔（つば）付土器、器台形土器、ミニチュア土器、土錘（どすい）、土製円盤、人面把手（とって）、蛇体把手、土偶の各種があります。また、石器は磨製石斧（せきふ）、打製石斧、石鏃（ぞく）、石匙（ひ）、装身具、石皿、擦石、磨石、礫器（れきき）、包丁型石器などがあります。

遺物の年代は縄文時代中期勝坂期を中心としますが、前期諸磯期から後期堀之内期の広範に及ぶものです。

土器は、その大多数が土器片として出土しており、復元不能なものが多いのですが、保存状態は土器、石器とも良好です。

なお、福生市教育委員会、福生市長沢遺跡調査会によって第一次～第八次の各調査報告書が刊行されています。

長沢遺跡出土遺物は、縄文人の生活を知るうえで極めて貴重な資料群です。このため、登録して保存する必要があります。

◀長沢遺跡出土遺物（勝坂式深鉢型土器）

## ■登録第48号　木造森田友昇坐像　一躯

森田友昇は文政十二年（一八二九）福生村森田家の九代目与八の次男として生まれ、名は太四郎（一説に勇次郎）と伝えられます。横浜が開港したころ、横浜に移住して海産物と生糸を商い成功しました。明治初期には俳諧師（かい）として活動し、明治十一年（一八七八）松原庵四世を襲名、名実ともに初期明治俳壇に記憶されることとなりました。

友昇は、明治十八年（一八八五）、横浜にて病死し、五十七歳の生涯を閉じました。

本像は一木造りで、像高は20.5センチメートル。左手に短冊を挟み、右手に筆を持ち、衣（八徳（はっとく））をまとい正座しています。作者は不詳ですが、友昇生前に森田家出入りの大工が彫刻したものと伝えられています。

本像は、友昇の孫、千村美礼子氏が所有していたものですが、福生市教育委員会に寄贈されました。

作成年代は、明治十八年、森田友昇死没以前さして遠くない時期に製作されたものと思われます。本像は、郷土資料室に収蔵されており、保存状態は良好です。当地出身の俳人・森田友昇の面ぼうを知ることができる貴重な資料です。このため、登録して保存する必要があります。

▶木造森田友昇坐像

## ■登録第49号　森田友昇・萩原萩露俳諧資料　14点

福生出身で横浜在住の俳人・松原庵四世友昇が、群馬県前橋出身で、明治初期に横浜で生糸仲買商を営んだ奇朋軒萩露（本名萩原芳助）と作った俳句歌仙7点、及び横浜の「南仲通連」と称する俳諧仲間が詠んだ発句に友昇が点者として評価した発句詠草集7点の俳諧資料で、森田友昇の俳人としての活動を知るうえで貴重な資料です。

伝来については、奇朋軒萩露の子孫・萩原アツ氏が伝存していましたが、福生市教育委員会に譲渡されたものです。

明治十七年七月に成立した友昇・萩露両吟「海苔両吟」歌仙（草稿巻・写本。仮綴（とじ）小本一冊）を始めとして、同十八年友昇没後に書かれた友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（清書改案・写本。仮綴小本一冊）まで、明治十七、十八の両年に作成されたものです。これらの資料は、郷土資料室に収蔵されています。一部に虫損がみられますが、保存状態はほぼ良好です。

森田友昇・萩原萩露俳諧資料は、当地出身の俳人の創作活動を知るうえで極めて貴重な資料群です。このため、登録して保存する必要があります。
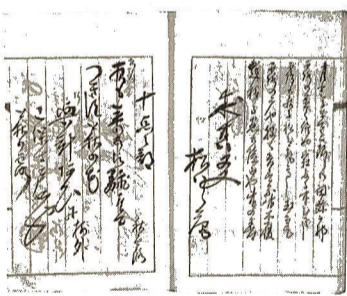
《内訳》

1 友昇・萩露両吟「海苔両吟」歌仙（草稿巻）写本一冊
2 友昇・萩露両吟「海苔両吟」歌仙（清書巻）写本一冊
3 友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（初案）写本一冊
4 友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（二案）写本一冊
5 友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（三案）写本一冊
6 友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（清書巻）写本一冊
7 友昇・萩露両吟「梅の両吟」歌仙（清書改案）写本一冊
8 松原庵友昇選、折句秋季乱題運座句集写本一冊
9 松原庵友昇選、瞬間運座句集写本一冊
10 松原庵友昇選、詰折四季乱句集写本一冊
11 松原庵友昇選、詰折四季乱句合句集写本一冊
12 松原庵友昇選、四季乱折句合句集写本一冊
13 松原庵友昇選、詰折四季乱句集写本一冊
14 松原庵友昇選、折句句集写本一冊

▲森田友昇・萩原萩露俳諧資料

# 郷土資料室ではこんな資料をさがしています

## ～福生第一小学校を会場に開催された西多摩夏期大学～

昭和22年7月13日から8月31日までの毎週日曜日、福生第一小学校講堂で「西多摩夏期大学」が開講されました。この学習会は、「生活と文化と、渾然一体となった郷土をつくりたい」と考えた、これ以外に「日本再建への道は見つけ難い」と信じた人々が、同年6月に「西多摩自由懇話会」という会を結成して開設したものです。

この会は、「西多摩に住むあらゆる層、あらゆる年齢を問わず、この多摩の地を美しい住みよいところにしたいために、どんなわずかな力でも出し合っていこうとする人々」によって結成されたようです。

西多摩夏期大学の講師陣及び講義内容は、中西悟堂の「小鳥」、徳永直の「文学」、鮎沢信太郎の「郷土史」、中村哲の「憲法」、高橋磌一の「日本史」など実に幅広く、総勢18名の豪華な講師陣とその豊富な講義内容に驚かされます。

講義には、毎回あふれるばかりの聴講生が集まり、福生第一小学校の講堂はわき立ったようです。特に、関鑑子さんの「音楽」の歌と講演は、参加者の胸の奥に感銘を刻み込んだようです。

結局、全8回の会期中、実に3、000人の人々が参加したといわれます。

このような学ぶ場は、福生のみならず三多摩各地で同時期に開設されました。しかし、残念なことに福生の夏期大学の試みは、この一回で終わっています。

郷土資料室では、西多摩夏期大学に関する資料、例えば、**チラシ、写真、講義録**などを探しています。ご所蔵されている方がいらっしゃいましたら、ぜひ情報を提供してくださいますようお願いします。

**問合せ**　郷土資料室〔中央図書館内（☎53−3111）〕へ。

12月の防災キャンペーン

# 暖房器具は正しく使いましょう

冬を迎え、寒さが本格的になると、ストーブなど暖房器具による火災が起こりやすくなります。

冬を暖かく過ごすための暖房器具ですが、間違った使い方をしたために大きな事故につながるケースがありますので、その扱い方には十分注意しましょう。

《主な注意事項》

①取扱説明書をよく読み、正しく取り扱う。
②布団やカーテンなどの可燃物の近くで使わない。
③洗濯物などを上部につるさない。
④その場を離れるときや就寝前には必ず火を消す。
⑤移動させる時は、火を消してから行う。
⑥出入口や通路、危険物のある所では使用しない。
⑦定期的に点検・整備を行う。
⑧給油は火が消えたのを確認してから行う。
⑨ガソリンなどと間違って給油しないようにする。
⑩一酸化炭素ガスなどによる中毒事故や酸素欠乏事故を防ぐため、まめに換気を行う。

**問合せ**　福生消防署予防課査察指導係（☎52−0119内線580）へ。

# 統一地方選挙　統一標語を募集

都では、来年4月に執行される統一地方選挙の明るい選挙の推進と積極的な投票参加を訴える標語を募集します。

**応募内容**　都知事選挙、区市町村長及び同議員選挙で共通に使用できる標語で、字数20字以内・自作で未発表のもの

**応募方法**　ハガキまたはFAXで1枚に1作品とし、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ、12月20日（火）までに、東京都選挙管理委員会選挙課（〒163−01新宿区西新宿2−8−1・FAX03−5388−1750）へ。

市役所は毎週土曜日休みです

虚無僧姿で歳末助け合い募金

竹友会＝12月11日（日）午後1時～5時まで、銀座通り～中央通り～神明通り～宿橋通り～中福生通りを歩きます。皆さんのご協力をお願いします。（集まったお金は社会福祉協議会に寄附します）　問合せ　窪田（☎51−0510）へ。

## 第119回 市民名画劇場

### ハリソン・フォード 逃亡者

リチャード・キンブル、職業医師。妻殺しの汚名を着せられ、真犯人を求めて逃走を続ける。しつように迫る追跡者ジェラード警部を振り切り、彼は真実に到達できるのか。愛と名誉をかけた戦いが今始まる。

▽監督＝アンドリュー・デイヴィス ▽主演＝ハリソン・フォード

**日時** 12月17日（土）午後2時30分・6時30分（2回上映、開場30分前）

**場所** 市民会館小ホール

**定員** 各回とも先着260人

※入場無料（午後6時30分からの上映には、中学生以下は保護者の同伴が必要です）

**問合せ** 市民会館（☎52－1711）へ。

## 図書館だより

**問合せ** 中央図書館☎53－3111 わかたけ分館☎51－0083 わかぎり分館☎52－7421

### 図書館でクリスマス

今年のクリスマス会は、メルヘン人形劇場による楽しいマリオネットの世界です。

**期日・場所**

・12月15日（木） わかたけ分館

・12月16日（金） わかぎり分館

・12月17日（土） 中央図書館

**開演時間** 各館とも午後2時からと3時30分からの2回上演

**対象** 幼児～小学校低学年

**定員** 各館とも各回70人

※入場無料

**申込み** 各館で整理券を配布しています。

### 図書館利用の登録・更新について

図書館を初めて利用するときと、3年に一度の更新の際は、利用資格（市内在住・在勤・在学）の確認をしますので、保険証、免許証など身分を証明できるものをお持ちください。また、市内で住所変更があった場合も同様です。

ご協力をお願いします。

## 教育委員会だより

平成6年第10回福生市教育委員会が10月28日に開催され、次のことについて報告されました。

■**報告事項**

◎福生市登録文化財の登録について＝長沢遺跡出土遺物、木造森田友昇坐像、森田友昇・萩原萩露俳諧資料の3点が、市登録有形文化財として登録を予定していることが報告されました。

**【教育委員会一口メモ】**

教育委員の仕事について…

教育委員は、学校教育、社会教育に関する一般方針を定めたり、社会教育委員など教育関係の委員を決めたり、そのほか重要な事項を審議し、決定しています。

☆12月の教育委員会定例会は、定例日を繰り上げて、22日（木）午前10時から行う予定です。

**問合せ** 教育委員会庶務課庶務係（☎52－7711）へ。

## 公民館

### おたのしみ映画会「魔女の宅急便」

おなじみ宮崎駿監督のアニメーションが、公民館映画会に登場します。美しい映像でつづる魔女の子キキの活躍をお楽しみください。

**日時** 12月18日（日）午前10時30分・午後2時（2回上映、上映時間102分）

**場所** 公民館本館視聴覚室

※入場無料

**定員** 各回とも先着30人

**問合せ** 公民館本館（☎52－1711）へ。

### 白梅親子映画会「くまのプーさん」「サイエンスグラフィティー」

くまのプーさんの遊びを楽しく紹介。もう1本は、ミクロの世界を科学の目で紹介します。

**日時** 12月17日（土）午後2時

**場所** 白梅会館 ※入場無料

**問合せ** 公民館白梅分館（☎53－3454）へ。

### 第30回ポケット劇場「どんぐりと山猫」

野の詩人、宮沢賢治の織りなす素敵なお話の人形劇です。

**日時** 12月14日（水）午後2時30分～3時20分

**場所** 田園会館

※入場無料

**出演** 劇団なるにあ

**対象** 幼児～高校生（幼児には保護者の付き添いが必要です）

**定員** 先着150人

## 日米ふれあいコンサート

**日時** 12月11日（日）午後6時開場 6時30分開演

**場所** 市民会館大ホール

※入場無料

**出演** 武州唐獅子太鼓、米国太平洋空軍音楽隊

**主催** 東京福生ロータリークラブ

**後援** 福生市教育委員会

**問合せ** 東京福生ロータリークラブ事務局（☎53－3400）へ。

## 福生市プチギャラリー12月の展示案内

開館時間：午前10時～午後7時（毎週月曜日休館）

| 第一展示室（3階） | |
|---|---|
| アトリエかくま絵画展 | 14日(水)～18日(日) |
| **第一・第二展示室（3・4階）** | |
| 「税を知る週間」書道展入賞者作品展 | 27日(火)～1月10日(火) |

利用についての申込み・問合せは社会教育課社会教育係（☎52－5511）へ。

## 田園会館コーナー

申込み・問合せ ☎52－3133

### なわとび大会

なわとびの腕まえを試してみよう。どれだけの記録がだせるかな。

**日時** 12月7日（水）午後2時30分～4時

**場所** 田園会館

**対象** 小学生

**申込み** 12月5日（月）から。

### ろうけつぞめをしよう

ろうけつぞめでクリスマスツリーを染めて、素敵な壁かざりをつくりましょう。

**日時** 12月10日（土）午前10時～午後4時

**場所** 田園会館

**対象** 小学2年生以上

**定員** 先着15人

**費用** 材料費実費

**申込み** 12月7日（水）午後2時から。

### おはなしのひろば

今月のおはなしは、ペープサートで「ねずみのすもう」です。お母さんと一緒にお話しを聞きましょう。

**期日・場所**

・12月14日（水） かえで会館

・12月21日（水） 田園会館

**時間** いずれも午前10時30分～11時

**対象** 幼児と保護者

※当日直接おいでください。

### バスケットボールをしよう

広い体育館で思い切りシュート。グループを作って市民体育館に集合しよう。

**日時** 12月20日（火）・21日（水）午後3時30分～5時

**場所** 市民体育館

**対象** 小学4年生以上

**定員** 先着20人

**申込み** 12月10日（土）午後2時から。

## 市民会館催し物インフォメーション

### 福生寄席 志ん朝・仁鶴二人会

▽出演＝古今亭志ん朝、笑福亭仁鶴、古今亭志ん上ほか

**日時** 1月28日（土）午後6時30分開演

**場所** 市民会館大ホール

**入場料** 全席指定2，000円

好評発売中

### 湯川あき シャンソンコンサート

市内在住の女性歌手によるシャンソンコンサートを存分にお楽しみください

**日時** 2月25日（土）午後6時30分開演

**場所** 市民会館小ホール

※入場無料。入場整理券を市民会館で配布しています。

### ふっさ春の「第九」

▽指揮＝沼尻竜典▽ソプラノ＝持木文子▽アルト＝小畑朱美▽テノール＝藤原章雄▽バス＝青戸知▽合唱団＝福生「第九」市民合唱団▽管弦楽＝新星日本交響楽団

**日時** 3月26日（日）午後3時30分開演

**場所** 市民会館大ホール

**曲目** 交響曲第九番「合唱」ニ短調ほか

**入場料** 全席自由2，500円

**前売開始** 12月17日（土）

☆コンサートスタッフ募集！

市民会館では、コンサート運営を手伝っていただける方を募集しています。

■チケットのお求めなど詳しくは、市民会館（☎52－1711）へ。

## 日本ボーイスカウト・ガールスカウト 新入隊（団）員を募集します

**《応募資格》**

▽ボーイスカウト＝市内在住の来年度小学校に入学される男子または現在小学校2年～5年生までの健康な男子

▽ガールスカウト＝市内在住の来年度小学校に入学される小学校新1年～6年生までの健康な女子

**募集地域** ▽福生第一団＝福生第一・四・六・七小学校地域▽福生第二団＝福生第二・三・五小学校地域

**提出書類及び受付場所** 教育委員会社会教育課窓口（市民体育館内（☎52－5511））へ。

**募集締切** ボーイスカウト、ガールスカウトともに12月28日（水）まで。

**問合せ** ボーイスカウト東京連盟福生第一団 佐藤（☎52－7530）、福生第二団 神谷（☎51－4478）、（社）ガールスカウト日本連盟東京都第191団 村田（☎51－7030）へ。

※ボーイスカウト・ガールスカウトでは、子供たちと一緒に活動していただける18歳以上のリーダーを募集しています（未経験者大歓迎）。詳しくは、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会事務局 田中（☎52－5363）へ。

**大多摩物産展**

展示即売会＝12月16日（金）～18日（日）午前11時～午後7時（18日は午後6時まで） 福生市プチギャラリー（福生駅西口）2階物産展示場 主催：大多摩観光連盟 **問合せ** 福生市商工会（☎51－2927）か市役所経済課（内線276）へ。

# 国民健康保険だより

## 高額な医療費の一部を国民健康保険が負担します

病気やケガをして、お医者さんにかかり、高額の自己負担をしなければならなくなった場合に、一定の額を超えた分は、国民健康保険が負担します。

高額療養費の支給対象となる方には、診療月の約3か月後にハガキでお知らせしますので、ハガキと受診された医療機関の領収書をお持ちのうえ、保険年金課給付係に申請してください。

### 次のような場合に高額療養費が受けられます

①1か月で自己負担が6万3、000円を超えた場合

同じ方が一つの医療機関で1か月（月の1日～月末まで）に6万3、000円以上（住民税非課税世帯は3万5、400円以上）の自己負担金を支払った場合

②同じ世帯で合算し6万3、000円を超えた場合

同一世帯で1か月に医療費として3万円以上（住民税非課税世帯は2万1、000円以上）を2回以上支払った場合で、医療費の合計額が6万3、000円（住民税非課税世帯は3万5、400円）を超えた分について。

③特定疾病の場合

厚生大臣が指定する血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの特定疾病で、国民健康保険で高額な治療を長期に受ける病気について認定した場合は、自己負担限度額は1万円となります。ただし、この場合は、特定疾病療養受療証の交付を受けることが必要です。

④高額療養費の多数該当の場合

同一世帯で1年間に6万3、000円（住民税非課税世帯は3万5、400円）を超える一部負担金の支払いが4回以上あった場合、4回目からの負担限度額が3万7、200円（住民税非課税世帯は2万4、600円）へと、さらに軽減されます。

### 医療費（保険診療分）の計算方法

①月の1日から月末までの受診分を計算します。

②総合病院などで各診療科については、それぞれ別計算とし入院患者が別の科で受診したときは合算できます（歯科は除く）。

③病院は同じでも、通院と入院は別計算とします。

④保険の対象とならない差額ベッド料、完全看護の病院に入院したときの付き添い看護料などは、支給の対象外となります。

**問合せ**　保険年金課給付係（内線268）へ。

## 保険税納付100％達成にご協力ください

国民健康保険は、助け合いの精神によって成り立つ制度ですから、加入者一人ひとりが、適切な医療を受けられるようにするために守っていただきたいルールがあります。

一つは、医療費を自己の健康維持及び向上のために有効利用すること、もう一つは、一人ひとりが確実に保険税を納付することです。

保険税は、必ず納期内に納めてください。医療を受けて医療費を使う前に、きちんと保険税を納付することが大切です。国民健康保険の加入者として、自覚を持って協力し合いましょう。

なお、12月は、保険税第5期の納期です。納め忘れのないようにしてください。保険税の納付を口座振替にしますと、納め忘れがないうえ、手間も省けます。ぜひご利用ください。

**問合せ**　保険年金課保険税係（内線271）へ。

## ご存じですか 高齢者看護料資金貸付制度

「高齢者看護料資金貸付制度」は、お年寄りが入院中に付添看護人が必要な場合、その費用の支払いが困難なお年寄り本人に対して、入院治療の確保と生活の安定を図ることを目的に費用の一部を貸し付ける制度です。

**対象**　市内在住で老人保健法の看護料の助成が受けられる70歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）

**貸付金額**　老人保健法及び東京都の老人に対する看護料の差額助成制度による看護料支給見込額の80％以内

**償還方法**　前記の看護料支給額から償還する

**申込み・問合せ**　保険年金課老人保健係（内線269）へ。

## 納期内納税にご協力を！

**●今月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です**

12月28日までに金融機関で納税してください。

～納め忘れはありませんか～

◎軽自動車税（全期5月31日）

◎市・都民税（第1期6月30日、第2期8月31日、第3期10月31日）

◎固定資産税・都市計画税（第1期5月31日、第2期8月1日）

**問合せ**　税務課（内線237～239）へ。

# 税務課からのお知らせ

## 償却資産の申告は1月31日までに

事業を営んでいる個人及び法人で、土地及び家屋以外の事業の用に供する償却資産（機械装置、備品などの事業用資産で、所得の損金または必要経費に算入されるもの）を市内に所有しているときは、地方税法の定めるところにより、1月31日（火）までに申告書を提出してください。

なお、平成6年中に事務所などを新規に設立、または開設・開店をした場合で、市役所から申告書が届かないとき、または事業をとりやめたときは、お手数でもご連絡ください。

## 家屋を新築・増築された方へ

今年の1月から12月までの間に家屋を新築または増築された方で市役所の家屋調査がまだお済みでない方は、ご連絡ください。その際、家屋調査にご都合のよい日も併せてお知らせください。

また、家屋の全部または一部を取り壊した方についても、課税の誤りを防止するためご連絡くださるようお願いします。

## 土地の現況調査にご協力ください

市では、平成7年度の固定資産税・都市計画税の課税事務として、土地の現況調査を行っています。

土地に対する固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日を賦課期日と定め、その時点の所有者及び土地の利用形態に沿って課税されます。

調査の際、皆さんの敷地に立ち入らせていただくこともありますので、ご協力ください。

なお、担当職員は『固定資産評価補助員証』を携帯していますので、ご不審の際はお確かめください。

**■問合せ**　税務課資産税係（内線236）へ。

# 国民年金だより

## 保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、毎月決められた期日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、65歳になったとき受け取れる年金が減ったり、年金加入中に病気やケガで障害になったときなどに年金を受け取れなくなることもありますので、必ず期日までに納めてください。

なお、保険料の納付を口座振替にしますと、納め忘れがないうえ、手間も省けます。ぜひご利用ください。

## 納めた保険料は税金の控除対象になります

平成6年1月1日から12月31日までに納めた国民年金保険料は、年末調整や市・都民税、所得税の申告のとき「社会保険料控除」として申告できます。

また、平成6年中に過去の未納分を納めたり、免除期間となっていた分を納めたときも控除対象となります。

学生の国民年金も親御さんの「社会保険料控除」の対象になります。

**問合せ**　保険年金課年金係（内線273）へ。

### ◎控除できる保険料額◎

| 区分 | 定額 | 定額＋付加 |
|---|---|---|
| 1年分前納 | 平成6年4月分～平成7年3月分<br>129,990円 | 平成6年4月分～平成7年3月分<br>134,670円 |
| 納付書で毎月納付 | 平成6年1月分～平成6年12月分<br>10,500円×3月＝31,500円<br>11,100円×9月＝99,900円<br>合計　131,400円 | 平成6年1月分～平成6年12月分<br>10,900円×3月＝　32,700円<br>11,500円×9月＝103,500円<br>合計　136,200円 |
| 口座振替で毎月納付 | 平成5年12月分～平成6年11月分<br>10,500円×4月＝42,000円<br>11,100円×8月＝88,800円<br>合計　130,800円 | 平成5年12月分～平成6年11月分<br>10,900円×4月＝43,600円<br>11,500円×8月＝92,000円<br>合計　135,600円 |

## ガレージセール開催

**日時**　12月11日（日）午前10時～午後2時

※雨天の場合は18日（日）に順延

**場所**　多摩川中央公園

**問合せ**　経済課商工係（内線276）へ。

## 市内産品展示即売会開催

**日時**　12月9日（金）・10日（土）午前11時～午後6時30分

**場所**　福生市プチギャラリー（福生駅西口）2階物産展示場

**販売品目**　ハム類・清酒・和洋菓子めん類・お茶・籐製品

**問合せ**　福生市商工会（☎51－2927）へ。

## 不用品交換

〈ゆずります〉

○ベビーカー・ベビーチェアー○ドロップハンドル自転車○バイク（50cc）○スケードボード・一輪車○スキー用具一式（小学校高学年用）○折りたたみシングルベッド○電子ピアノ○電子オルガン○エレクトーン○小型旋盤機械

〈ゆずってください〉

○剣道用具一式（女子小学生用）○テレビ○電子キーボード○シングルベット○英文タイプライター○自転車（24インチか26インチ）○ベビーカー（A型）○ベビーベット（キャスター付き）○チャイルドカーシート○幼児用教育ビデオ○ロックミシン○湯沸かし器（都市ガス用）

※不用品交換については有償の場合もあります。

なお、10月の成立件数は4件でした。また、登録の必要がなくなりましたら、必ず経済課商工係（内線276）へ。